

2 高保体第 1 6 3 号  
令和 2 年 5 月 1 4 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

県立学校における運動部活動の再開について

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、県立学校に対して、別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせします。  
つきましては、貴所管の各学校にご周知いただきますようお願いいたします。

〈問い合わせ先〉  
高知県教育委員会事務局保健体育課  
学校体育担当 小谷、中内（088-821-4900）

各県立学校長 様

高等学校課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長

## 県立学校における部活動再開について（通知）

新型コロナウイルス感染症による長期の臨時休業期間中の対応については、各県立学校において適切にご対応いただきありがとうございます。

さて、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和 2 年 5 月 1 日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）において、学校教育活動再開ガイドラインを補足するものが示されました。

本県におきましては、今後新たな感染者が確認される可能性があります。5 月 13 日時点では「新規感染者の確認なし」の状態が 15 日継続している状況です。

つきましては、生徒の心身への影響などを考慮し、様々な感染防止対策を行ったうえで 5 月 25 日（月）以降の部活動について、各学校の状況を踏まえ再開できることとします。

また、感染防止対策等については、令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A の送付について（5 月 13 日時点）」を参照し対応するとともに部活動等の再開にあたっては、下記により対応することとします。

なお、5 月 11 日から 22 日までの臨時休業中に、学校長の申し出により学校再開となった学校においては、この通知を再開日に合わせて適用することとします。

## 記

## ○部活動について

- (1) 臨時休業中はほとんど活動が行われていなかったことから、生徒の体力や技術面に不安があるため、段階を踏んで計画的に活動すること。
- (2) 人数が多い部活動の場合、活動場所を分散させたり、人と人との距離を十分に確保するなどの工夫をして活動すること。
- (3) ランニング等での激しい呼気は、感染リスクが高いと報告されていることから、十分な間隔を空けるなどの工夫をすること。
- (4) 以下のような活動は禁止すること。
  - ・生徒が密集するような活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動
  - ・対面で大きな声で歌ったり、円陣を組んで一斉に声を出すなどの活動

## ○その他

部活動に関する内容については、別紙 1 及び別紙 2 を参照すること。

別紙 1 県立学校の部活動再開（令和 2 年 5 月 25 日以降）について

別紙 2 新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（抜粋）

【担当】 高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

## 県立学校の部活動再開（令和2年5月25日以降）について

## ※以下の内容が遵守できる部活動は、学校長の判断により、活動できることとする。

- ①臨時休校中はほとんど活動していないことから、生徒の体力や技術面にも不安があるため、段階を踏んで計画的に活動すること。
- ②部活動開始前に体調確認・検温を必ず実施する。顧問・外部指導者も同様とする。
- ③記録を残す（部活動でいつ、だれが参加し、体調はどうか等の記録を残す。生徒・教員等が感染者となった場合、速やかに濃厚接触者を特定するため）。
- ④屋外の部活動については、密閉空間にならないことから、感染防止対策（手洗い、タオルや飲料水のコップを共用しないなど）を行いながら密集にならないよう実施する。
- ⑤屋内の部活動では、体育館や教室の換気をしっかり行うとともに、感染防止対策を行いながら密集にならないよう実施する。

## 【実施する場合の注意事項】

## ○部活動の制限について

- ・活動時間等については、短時間で効率的な内容として2時間程度とする。
- ・県外への遠征は禁止する。
- ・他校との練習試合や交流試合については、人が多く集まることや地域を越えての人の交流を努めて避けるため、当面の間は禁止する。
- ・連合チームとして活動する場合においても、合同での練習は行わず、自校において学校単位での活動のみとする。

## ○活動場所について

〈平日〉

- ・平日の放課後は、体育館などで多くの部活動が一斉に実施しないよう、活動日及び時間を限定するなど、感染リスクを下げる工夫をすること。

〈週休日等〉

- ・一度に多くの部活動が集中しないように、時間をずらす（午前・午後制、三部制等）などの工夫を行う。
- ・文化部における教室等の利用の際は、複数の教室を使用するなど、可能な範囲で分散した活動に努める。

## ○体調確認について

- ・体調不良等の不安がある場合は、自宅療養とする。
- ・練習前後の体調確認を行う（特に部活動実施前には検温し、記録を残すこと）。
- ・練習前及び練習中に体調不良が確認された場合は、帰宅措置とする。
- ・更衣は速やかに行い退室することとし、長時間及び密室にて近接した距離で接触することを避ける（更衣室・部室・教室等）。一度に大人数が入らないような工夫も行う。
- ・練習する環境の換気を定期的（1時間に5分程度、可能であれば2方向の窓を開放）に行い、空気の入れ換えを行う。

## ○活動への参加について

- ・部活動再開後の参加又は不参加については、顧問や部員同士から強制されるものではなく本人及び保護者の判断を尊重する。
- ・部活動再開時には、顧問教員から新型コロナウイルス感染症防止対策及び今後の活動の制限に関すること等について話をし、顧問教員と生徒がそれらを共有すること。

## ○活動再開後の再度の活動禁止について

- ・一度、部活動を再開した後に、県内の感染者発生状況によっては、再度、活動の禁止を決定する場合がある。なお、自校の教職員・生徒が感染者として確認された場合は、直ちに活動を禁止する。

## 新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（抜粋）

（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）

## 〈感染リスクが高いと考えられる活動の取り扱い〉

## （2）感染のリスクが高いと考えられる活動の取扱いについて

## （各教科活動等）

○各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、例えば、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。部活動を実施する場合にも、各教科等の指導に準じて感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については行わないこと。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科における調理などの実習
- ・体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

## 〈感染防止の対策〉

生徒が集合・整列する場面などを避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、活動前後の手洗いの徹底などを確実に行う。ただし、用具を消毒することが難しい場合は、用具に触れる前後で手洗いの徹底を行うなど工夫をすること。

○まず、基本的な感染症対策に関しては、以下の点を徹底すること。教職員についても同様の対応を徹底し、特に、体調の悪い教職員が休みやすいような環境作りをする必要がある。

・多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底する。

- ・児童生徒や教職員がマスクを着用する。

○また、教室における3つの密を避けること。

・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う（空調使用時においても換気は必要であることに留意）。

・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。